

平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録  
目 次

第 1 号（2月10日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
議席の一部変更	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	13
議案第3号	14
閉会の宣告	27

◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成26年2月10日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい2階会議室

平成26年1月31日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管 理 者 清 水 聖 士

# 平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録

平成26年2月10日(月)

午後3時00分開会

## 議事日程

- 日程第 1 議席の一部変更  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 会期の決定  
日程第 4 議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第 5 議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)  
日程第 6 議案第3号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の一部変更  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 会期の決定  
日程第 4 議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第 5 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)  
日程第 6 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算
- 

## 出席議員(10名)

1番	小 易 和 彦	2番	植 村 博
3番	平 野 光 一	4番	野 上 實
5番	天 下 井 恵	7番	吉 野 良 一
8番	石 田 信 昭	10番	土 屋 裕 彦
11番	福 井 み ち 子	12番	石 井 昭 一

## 欠席議員(2名)

6番	小 泉 文 子	9番	戸 辺 実
----	---------	----	-------

---

## 説明のための出席者

管 理 者	清 水 聖 士
副 管 理 者	秋 山 浩 保
副 管 理 者	伊 澤 史 夫
監 査 委 員	松 丸 幹 雄
会 計 管 理 者	稲 生 哲 彌
事 務 局 長	阿 久 津 誠
事 務 局 次 長	川 村 一 男
総 務 課 長	鈴 木 政 巳
あ じ さ い 所 長	川 村 一 男
し ら さ ぎ 所 長	笠 井 雅 之
周 辺 整 備 室 長	川 名 雅 之

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	國 井 潔
白井市環境課長	藤 咲 克 己
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	小 金 谷 幸 次

---

事務局職員出席者

周 辺 整 備 室 主 幹	渡 邊 直 巳
総 務 課 長 補 佐	垣 岡 俊 男
し ら さ ぎ 所 長 補 佐	井 上 行 一 郎
あ じ さ い 管 理 係 長	島 田 朋 也
総 務 課 総 務 財 政 係 長	栗 原 稔
総 務 課 総 務 財 政 係	篠 宮 武

午後 3時00分 開 会

#### ◎開会の宣告

○議長（石井昭一君） 本日は公私ともにご多忙の中ご参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）、議案第3号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井昭一君） 次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

#### ◎議席の一部変更

○議長（石井昭一君） 日程に入ります。

日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

組合議会申し合わせ事項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。変更する議席につきましては、福井みち子議員を11番、石田信昭議員を8番、以上のとおり変更することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井昭一君） ご異議なしと認め、以上のとおり変更いたします。

議席の変更をお願いいたします。

（議席の移動）

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（石井昭一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に10番、土屋裕彦議員及び11番、福井みち子議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（石井昭一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井昭一君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

---

#### ◎管理者招集挨拶

○議長(石井昭一君) それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

管理者。

○管理者(清水聖士君) 平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案3件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、焼却灰等の放射エネルギーにつきましてご報告申し上げます。アクアセンターあじさい、クリーンセンターしらさぎ、両施設とも国の基準値、1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っており、測定当初の最大値と比較いたしましても約4,000ベクレル以上低い数値となっており、引き続き監視し、適切に処理をまいります。

また、組合施設敷地境界付近での空間放射線量につきましては、除染目標値の毎時0.23マイクロシーベルト未満であり、多少の上下はございますが、全体として低下傾向を示しており、引き続き監視を行ってまいります。

クリーンセンターしらさぎの焼却炉は、現在安定した操業をさせていただいておりますが、今後は抜本的なダイオキシン類対策を講じまして、さらなる安定操業の実施、また施設の延命化に向け、傾注してまいります。

周辺整備事業の廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定業務の進捗状況でございますが、より多くの地元の皆様の声を計画策定に役立てることが必要であることから、生活環境の変化に関するアンケート調査の補足調査を行い、現在改めてその集計、分析を行っているところであります。

また、平成13年5月にオープンいたしましたさわやかプラザ軽井沢は、オープンから13年目を迎えて、今月4日には400万人目の来館者にご利用いただくことができましたことをご報告させていただきます。これは地元の皆様、そして議員各位を初め、関係者の皆様のご理解、ご協力のたまものと感謝申し上げます。これからも地域の皆様の健康の維持増進とふれあいの場として、安全で安心してご利用いただける施設運営を引き続き行ってまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制

定につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、行政財産使用料条例等に規定する消費税相当分の割合等を改めようとするものでございます。

次に、議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億415万5,000円とするものでございます。内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金を120万7,000円増額するものでございます。歳出につきましては、諸支出金で120万7,000円増額するものでございます。

次に、議案第3号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明いたします。まず、平成26年度予算につきましては、消費税率の引き上げが行われる中、構成市の厳しい財政状況に鑑み、徹底した歳出の削減に努め、構成市の負担金を抑えること、各施設については、地域住民にとって安心・安全に運営されることや設備の老朽化に伴う将来的な負担を念頭に置き、財政の健全化を維持することを目標に編成をいたしました。また、事業実施に当たっては、地方債を積極的に活用し、財源の確保に努めるものいたしました。この結果、平成26年度の一般会計予算は、歳入歳出とも33億1,919万9,000円となり、前年度と比較して、額で1億8,196万7,000円、率にして5.8%の増額予算となっております。

続きまして、歳入歳出ごとに主なものをご説明いたします。歳入につきましては、新たな財源確保を図り、繰入金及び繰越金をできる限り予算投入いたしました。構成市負担金については、公債費の償還の一部終了を要因とした歳出の減額により、構成市負担金が4,966万8,000円減の25億7,500万1,000円となっております。

歳出につきましては、ごみ処理費では、地元住民との協定事項であるクリーンセンターしらさぎのダイオキシン類自主目標値を遵守するため、触媒反応塔の設置、白煙防止用空気加熱器及び空気予熱器の更新等を目的としたダイオキシン類対策事業を計上いたしました。本事業は、事業期間2年、総事業費13億3,454万3,000円の継続費を設定するとともに、財源として一般廃棄物処理事業債の借り入れを予定しております。周辺整備費では、さわやかプラザ軽井沢において、以前から懸案となっていた設備的な課題、利用者の便宜や経費削減のため入退場管理システム機器の更新、トレーニングルーム等空調機器増設工事、地下水膜ろ過システム導入工事を計上してございます。公債費では、平成10年度に借り入れを行った年金融資資金、平成11年度に借り入れを行った千葉県振興資金が完済したことから、前年度比で3億514万6,000円減の3,945万4,000円となりました。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

### ◎議案第1号

○議長（石井昭一君） 日程第4、議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例

の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、行政財産使用料条例等に規定する消費税相当分の割合等を改めようとするものでございます。それでは、今回改正する条例3件を順次ご説明いたします。

第1条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政財産使用料条例の一部改正でございます。改正文は、第2条第1項第2号中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第2項中「100分の5」を「100分の8」に改めるものでございます。内容は、消費税率の5%を8%に改めるものでございます。

次に、第2条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合手数料条例の一部改正でございます。改正文は、第3条第1項中「に100分の105を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、別表第1を改めるものでございます。

改正内容でございますが、現行の処理手数料の金額は、表中に税別の金額を表記して条文で1.05を乗じておりますが、今回の改正では、表中に税込みの金額を表記したものでございます。ただし、粗大ごみ1点の手数料につきましては、現行の税別800円、400円に1.08を乗じますと864円、432円となりますので、直接住民の皆様が金銭の支払いをすることから、利便性等を考慮し、10円未満の端数を切り捨て860円、430円としたものでございます。

次に、第3条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。改正文は、第10条、使用料の別表を改めるものでございます。改正内容は、1、普通使用、（1）から（3）及び2、専用使用の各表中の料金を8%税込みの金額に改め、算出した料金に10円未満の端数があるときはこれを切り捨て、10円単位の金額とするものでございます。

3ページをお開きください。3、回数券、複合使用回数券及び会員券につきましては、現行の考え方と同様に、11枚つづりについては、1回分の使用料の10倍の額、25枚つづりについては、1回分の使用料の20倍の額としております。また、小人料金について、現行では、備考で大人の金額の100分の50としておりましたが、今回の改正では小人欄を設けて金額を表記いたしました。

最後に、附則として、この条例の施行日を平成26年4月1日からとするものでございます。

また、経過措置として、施行日前に納付した粗大ごみのうち、組合が収集、運搬するときにかかる手数料、施行日前に申請したさわやかプラザ軽井沢の専用使用に係る使用料、施行日前に納付したさわやかプラザ軽井沢の回数券、複合使用回数券及び会員券については、従前のおり使用できるものとしております。



以上で議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井昭一君） これから質疑を行います。

事前に通告がありました平野議員について質疑を認めます。

議席番号3番、平野議員。

○3番（平野光一君） この第1号議案ですけれども、今回消費税法、地方消費税法の改正に伴って今回改定しようとしている使用料、手数料、これ100分の5を100分の8にするということですが、この100分の5にしても100分の8にしても、これに相当する額というのは、当組合は国に対して納付する義務もないし、これまでも納付してこなかったのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（石井昭一君） 答弁を求めます。

○事務局長（阿久津 誠君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） ただいまの消費税法及び地方税法の改正に伴う使用料及び手数料の税額相当分の割合の改定と納税義務についてのご質問にお答えいたします。

地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業につきましては、消費税法の規定の適用を受けておりますが、消費税法第60条の規定により、国、地方公共団体等に対する特例として納税義務はないものと定められております。また、今回の消費税の引き上げに当たっては、平成25年10月に公共料金等の取り扱いについて、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、消費税率の引き上げに向け、適正に対処されるよう国から通知があったことや、構成市における使用料及び手数料の改定状況を踏まえ、消費税相当分の割合を改定するものでございます。

○議長（石井昭一君） 平野議員。

○3番（平野光一君） ただいまの答弁のように、消費税法第60条において、国、地方公共団に対する特例が定められておまして、その第6項で、国または地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、課税標準に対する消費税額と、控除することができる消費税額等を同額とみなすことによって納税しなくてもよいことになっています。国から通知があったということですが、その通知にも書かれているように、通知の内容はお願いであり、技術的な助言にすぎません。使用料、利用料、手数料に消費税を転嫁するかどうかは、それぞれの地方公共団体、ここでは柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の判断に委ねられているわけです。

そこで、問題なのは、この議案を提出するに当たって、構成市の市民の暮らしの現状と今回の税と社会保障の一体改革、その主な内容は、消費税の増税と年金、医療、介護、生活保護、保育など、社会保障のあらゆる分野の経費削減と負担増ですけれども、この市民生活に及ぼす影響について、どのような分析、検討がされて、消費税納税分の転嫁やむなしという判断がされたのかという、そのプロセスだと思います。

質問ですけれども、本議案の提出に当たって、市民生活の現状と使用料、手数料改定による影響をどのように認識し、どのような検討がされたのでしょうか。さらにさわやかプラザ軽井沢の指定管理者と交わされている協定書の管理責任分担区分によれば、法令、公租公課、物価等社会市場の変動に関する経費の増加については協議事項となっています。協議の経過と内容についてお示しいただきたいと思います。この今現在の利用料金を消費税相当分引き下げて、市民、利用者の負担をふやさないという選択肢もあったのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（石井昭一君） 答弁を求めます。

○総務課長（鈴木政巳君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木政巳君） 私からは、質疑の使用料改定による影響、検討経緯についてお答えいたします。

平成25年10月の消費税率の引き上げに伴い、構成市における消費税の取り扱い、取り組み状況を把握しながら、また意見等伺いながら、使用料、手数料の改定に向けて進めてまいりました。組合といたしましては、構成市の対応に準じて税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本とした考え方に基づいて、行政サービスを利用する人、利用しない人の間に不公平が生じないように、また構成市との手数料等の格差が生じないように受益者に負担を求め、サービスの対価としてそれぞれの料金に消費税率を付加することとしたものでございます。

私からは以上です。

○周辺整備室長（川名雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 私からは、さわやかプラザ軽井沢の関係で、協議の経過と内容ということにつきましてお答えいたします。

さわやかプラザ軽井沢の運営と維持管理に関する基本協定では、業務に関する費用について、管理、責任分担区分を定めておりますが、指定管理者の収入につきましては、利用料金制を採用しており、利用料金の変更は、同協定書において指定管理者からの申請に基づき、組合が条例の範囲内で当施設の設置目的に沿ったものであることを確認した上で承認することと定めております。

そのため、本定例会で議案第1号が可決されました場合には、指定管理者に対しまして、条例の改正に伴い利用料金が増えられたことを通知いたしまして、指定管理者が条例改正に伴い利用料金に消費税の転嫁を行うかどうかは、今後協議を行っていくこととなります。

次に、利用料金を消費税相当分引き下げて、市民、利用者の負担をふやさないという選択の余地はなかったのかということにつきましては、指定管理者が支出する経費につきましても、消費税率の引き上げの影響でその額が増加してまいります。したがって、利用料金を引き下げることは、指定管理者の財務を圧迫することとなりますので、消費税の適正な転嫁が必要であろうかと考えてござい

ます。

以上です。

○議長（石井昭一君） 平野議員。

○3番（平野光一君） まず、総務課長にですけれども、本議案提出に当たって、市民生活の現状と今回の改定による影響に対して、どのような認識を持って、どのような検討がされたのかという質問をしたわけですが、各構成市との話し合いや、あるいは国からの通知という言葉はあっても、今回の議案提出に当たって、市民の生活の現状、それから今後の税と社会保障の一体改革、これが進められることによる負担増、それからその困難がふえてくるということについて答弁では何も触れられていませんでしたが、市民生活への影響について全く考慮しなかったということなのかどうか、お答えください。

それから、周辺整備室長にですけれども、さわやかプラザ軽井沢の利用料金についていえば、今回議案が可決されれば引き上げられた条例における上限額の範囲内で消費税率引き上げ分の転嫁をするかどうか、今後指定管理者と協議するというを前半で答弁されたわけですが、後ろのほうでは、一方で、この指定管理者が支出する経費についての消費税率の引き上げの影響でその額が増加するであろう、あるいは指定管理者の財務をそのことが圧迫することで消費税の適正な転嫁が必要であるとか、こういう答弁がありました。消費税増税分を引き上げる必要があるという考えを持って、組合側が、その協議に臨むということなののでしょうか。まず、組合の立場としては、市民、利用者の立場に立って協議に臨まなければいけない。ところが、今の答弁では、全面的に指定管理者の立場に立っていると、これでは協議にならないと思うのです。条例改定で利用料金の上限は引き上げるけれども、市民、利用者の負担を極力ふやさない方向で協議に臨みたい、こういう立場が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。以上、お答えをしてください。

○総務課長（鈴木政巳君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木政巳君） 私のほうからは、市民生活の影響について考慮されたかのご質問にお答えさせていただきます。

消費税の改定分を上乗せすることは、市民の負担増となりますが、組合財源の使用料等収入源ともなります。このことは構成市の負担金にも影響することありますので、繰り返しになりますが、その一部を受益者にお願ひし、理解を求めるものでございます。

以上です。

○周辺整備室長（川名雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 私からは、2点目の協議に臨む考えということでございますが、ただいま議員からご指摘のありましたことも踏まえまして、今後指定管理者から利用料金の変更につい

て申請がありますれば、その妥当性を検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（石井昭一君） 以上で平野議員の質疑を終わります。

これから討論を行います。

事前に通告のありました平野議員について討論を認めます。

原案に反対者の発言を許します。

平野議員。

○3番（平野光一君） 柏選出、日本共産党の平野光一です。ただいま議題となりました議案第1号に反対の立場から討論をいたします。

本議案は、4月からの消費税率の引き上げを前提に、当組合の行政財産使用料条例、手数料条例、さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例に規定する消費税相当分の割合等を改定しようとするものです。そもそも前提となる消費税増税に大反対であります。今回の増税は、国民の暮らしと地域経済を支える中小企業の経営にはかり知れない深刻な打撃をもたらすことで、経済再生と財政再建の両立を図るという政府の目的とは正反対の結果、経済も財政も共倒れの破綻に追い込まれることが明らかだからです。税率を8%に引き上げるだけでも8兆円の増税、年金削減など社会保障の負担増と給付減を合わせれば10兆円という史上空前の負担増となります。大和総研の試算では、サラリーマンの夫と専業主婦の妻、子供2人、年収500万円の4人世帯で、消費税率10%の2016年には16万7,700円の負担増となります。年金240万円の夫婦世帯で、同じく7万3,800円の負担増となります。前回の消費税率引き上げは17年前でした。この17年間に勤労者の平均年収は446万円から377万円へと70万円も低下しています。デフレ不況の最大の原因はここにあるわけで、国民の購買力が大幅に下がったままの状況下で、さらに史上空前の規模で購買力を奪う政策が経済の好循環などをもたらすはずがないことは明らかです。

こうした状況のもとで消費税増税に対する地方自治体や一部事務組合の対応が問われています。本議案については、税率引き上げ分を上乗せすべきではないということです。議案質疑のただいまの答弁でも明らかなように、消費税法第60条において、国、地方公共団体に対する特例が定められておりまして、その第6項で、国または地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、課税標準に対する消費税額と、控除することができる消費税額とを同額とみなすことによって納税しなくてもよいことになっています。3%分を上乗せするかどうかは、当組合の判断次第だということです。

議案質疑では、国からの技術的な助言あるいはお願い、こういうものでしかない通知や、あるいは構成市の動向を踏まえてのこととの答弁はありました。しかし、ますます厳しさが増す市民の暮らしに身を寄せた真剣な検討の結果としての議案提案だと思えるような答弁はございませんでした。本議案は撤回すべきだということを目指して、議案第1号に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（石井昭一君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石井昭一君） 起立多数でございます。

よって、議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議案第2号

○議長（石井昭一君） 日程第5、議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億415万5,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、平成25年10月16日の台風26号により、鎌ヶ谷市において住宅の床上、床下浸水が多数発生し、これらの災害で発生した家電、家具、畳などの災害廃棄物を収集、運搬及び処分した経費につきまして、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の対象事業として適用を受けたものでございます。交付額は、事業費総額の補助率2分の1の額で120万7,000円となり、これを増額補正するものでございます。

それでは、1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では7款国庫支出金、1項国庫補助金を120万7,000円増額し、補正後の予算額を312万4,000円とするものでございます。次に、歳出では5款諸支出金、1項基金費を120万7,000円増額し、補正後の予算額を7,230万6,000円とするものでございます。以上によりまして、補正前の歳入歳出予算総額32億294万8,000円を歳入歳出それぞれ32億415万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出の詳細についてご説明いたします。初めに、歳入でございます。6ページ、7ページをお開きください。7款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、先ほどご説明いたしました災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の120万7,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出でございます。8ページ、9ページをお開きください。3款衛生費、1項清掃費でございますが、3目共同化処理費につきましては、国庫支出金の収入に伴い、一般財源から特定財

源に財源更正をするものでございます。また、5款諸支出金、1項基金費につきましては、3款衛生費の財源更正費に伴う一般財源の減額分120万7,000円を財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

以上で平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井昭一君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

議案第2号については、討論の通告がありませんでしたので、これから採決をいたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石井昭一君） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議案第3号

○議長（石井昭一君） 日程第6、議案第3号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第3号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成26年度の予算編成に当たりましては、構成市負担金抑制の観点から、経常的経費の節減合理化、臨時的経費の計画的実施と財源確保、構成市負担金の平準化を基本方針に掲げ、安全で安定した廃棄物処理を推進することなどを念頭に置き、編成いたしました。

それでは、予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出それぞれの予算総額を33億1,919万9,000円とし、第2条は、継続費の経費の総額及び年割額を定め、第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定め、第4条は、一時借入金の最高額を5,000万とし、第5条は、同一款内における人件費の流用を定めるものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出総額はそれぞれ33億1,919万9,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表、継続費につきましては、ダイオキシン類対策事業として、総額13億3,454万3,000円、平成26年度、27年度の2カ年の年割額を定めるものでございます。

5ページをごらんください。第3表、地方債につきましては、ダイオキシン類対策事業に対し、限度額3億4,410万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

それでは、予算内容について順次ご説明させていただきます。歳入歳出とも前年度と比較して主に増減の大きい項目について説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比4,966万8,000円減の25億7,500万1,000円を計上しております。構成市ごとの負担金額につきましては、柏市分が8億6,250万7,000円で、前年度比3,078万6,000円の減、白井市分が1億2,362万1,000円で、前年度比443万2,000円の減、鎌ヶ谷市分が15億8,887万3,000円で、前年度比1,445万円減となっております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。2款使用料及び手数料でございます。2項1目手数料につきましては、浄化槽汚泥等のし尿手数料は減少傾向でしたが、事業系の一般廃棄物や粗大ごみ処理手数料の増加を見込み、前年度比819万9,000円増の2億3,330万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。4款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、構成市ごとの繰入額を柏市分1,820万2,000円、白井市分1,233万5,000円、鎌ヶ谷市分3,746万5,000円とするもので、前年度比9,816万7,000円減の6,800万2,000円を計上するものでございます。

6款1項1目雑入につきましては、前年度比267万2,000円増の3,011万2,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、共同化処理費分の資源物売払代で、金属類の価格上昇が見込まれることによるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。7款1項1目衛生費につきましては、ダイオキシン類対策事業の財源として、地方債の借り入れを予定することから3億4,410万円を計上するものでございます。こうしたことから、歳入総額で前年度比1億8,196万7,000円増の33億1,919万9,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

18ページ、19ページをお開きください。2款1項1目一般管理費につきましては、前年度比1,059万円減の8,584万9,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、職員の人事異動に伴い、総務課職員が1人減となったことによるものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをお開きください。3款1項1目し尿処理費につきましては、前年度比372万6,000円減の2億9,600万1,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は修繕料でございますが、日常点検及び定期点検の結果等に基づき、修繕箇所を見直したものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。2目ごみ処理費につきましては、前年度比4億3,720万2,000円増の15億6,483万8,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、ダイオキシン類対策事業の計上によるもので、地元住民との協定事項であるクリーンセンターしらさぎのダイオキシン類排出目標値0.1ナノグラム以下を遵守するため、所要の対策工事を実施するものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。3目共同化処理費につきましては、前年度比2,275万4,000円増の9億9,543万円を計上するものでございます。増額の主な要因は、ごみ収集運搬業務委託費の増や、再商品化業務委託の処理単価及び市町村負担率の引き上げに伴うものでございます。

続きまして、32ページ、33ページをお開きください。4目周辺整備費につきましては、前年度比4,226万5,000円増の3億544万8,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、さわやかプラザ軽井沢において、以前から懸案となっていた入退場管理システム機器の入れ替え、トレーニングルーム等空調機増設工事、プール水等に井戸水を活用する地下水膜ろ過システム工事を計上したことによるものでございます。衛生費全体では、前年度比4億9,849万5,000円増の31億6,171万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、36ページ、37ページをお開きください。4款公債費でございますが、1項1目元金につきましては、前年度比2億9,982万2,000円減の3,896万6,000円、2目利子につきましては、前年度比523万4,000円減の48万8,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、し尿処理施設やごみ焼却施設建設事業で借入れを行った地方債のうち、平成10年度及び平成11年度借入れ分の償還が終了したことによるものでございます。

続きまして、38ページ、39ページをお開きください。6款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上するものでございます。こうしたことから、歳出総額で前年度比1億8,196万7,000円増の33億1,919万9,000円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井昭一君） これから質疑を行います。

事前に通告がありました福井議員、平野議員について質疑を認めます。

まず初めに、11番、福井議員。

○11番（福井みち子君） それでは、質疑をさせていただきます。

まず、第1は、職員研修費についてです。一般管理費の中に負担金、補助金及び交付金として研修費講習会の負担金が計上されています。職員の質の向上と専門的知識を獲得する上で研修の考え方、研修内容、費用、実績と本年度の予定について伺います。

2番目に、昨年の予算審議でも申し上げましたが、地元対策費として植栽管理等の委託費の見直しなどについてどのように検討されたか伺います。

3点目は、継続費としてダイオキシン類対策事業が組まれています。対策工事の事業内容と概算の内訳について、契約方法について伺います。

4点目は、廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定業務委託の内容と費用内訳について。

5番目は、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者選定委員会委員報償費と、その財務分析業務委託の関係について伺います。

○議長（石井昭一君） 答弁を求めます。



○事務局長（阿久津 誠君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 福井議員からのご質疑にお答えいたします。

お尋ねは5点ございました。初めに、1点目の職員研修についてお答えいたします。職員研修につきましては、自治体職員として事務を遂行するために必要な基本的知識の習得や実務能力の向上を図るための研修会や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令に基づき、有資格者の設置義務の必要があるものに対して資格取得を目的とした講習会を実施しております。

研修内容につきまして、平成24年度の実績で申し上げますと、千葉県自治研修センターが実施する人事管理研修会、環境行政研修会、契約事務研修会、公益社団法人全国都市清掃会議が実施する廃棄物処理施設積算要領研修会、廃棄物行政実務者研修会、一般財団法人省エネルギーセンターが実施するエネルギー管理講習会、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習会を受講いたしております。研修会等の負担金総額では11万2,100円となっております。また、平成26年度に予定している研修会等につきましては、予算書21ページに記載しているとおりでございますが、引き続き職員の実務能力の向上や有資格者の確保を目的に実施する予定でございます。

続きまして、2点目の地元対策としての植栽管理等の委託費の見直しなどの検討についてお答えいたします。植栽管理等の委託につきましては、廃棄物処理施設建設時の地元との協定に基づき、地域住民の雇用創出の場としてのクリーン総合管理企業組合へ委託しているものでございます。委託費の見直しなどの検討ということでございますが、委託費が適正であるかを確認するために、他の事業者からの見積もりとの比較をしてみましたが、今後も引き続き検討してまいります。

続きまして、3点目のダイオキシン類対策事業の事業内容、概算内訳及び契約方法についてお答えいたします。まず、ダイオキシン類対策工事の事業内容と概算内訳でございますが、ダイオキシン類対策工事につきましては、地域住民の方々と取り交わしたクリーンセンターしらさぎの操業に関する協定書に、自主目標値として定めているダイオキシン類濃度0.1ナノグラムを平成20年11月に超過し、その後もたびたび目標値を超過したことを受けて、抜本的な排ガス対策として実施するものであります。

主な事業内容につきましては、3系列ある焼却炉のうち、2系列に触媒反応塔の設置、経年劣化等により、能力等が低下している白煙防止用空気加熱器及び空気予熱器の更新を行うものでございます。また、事業費の概算内訳につきましては、主なもので触媒反応塔の設置で約3億5,000万円、白煙防止用空気加熱器及び空気予熱器の更新工事で約3億4,000万円、誘引送風機の更新で約1億円、その他インバーター盤の更新や触媒反応塔の制御に伴う中央制御装置の改造工事、計装設備の改修等で約5億1,000万円でございます。

次に、契約方法でございますが、本工事につきましては、ダイオキシン類濃度0.1ナノグラムを保証することを前提とし、かつ既存設備との兼ね合いもあることから、クリーンセンターしらさぎの同等

規模、もしくは同等規模以上の施設を建設もしくは修繕工事を実施している実績のあるプラントメーカーを選定し、指名競争入札を予定しております。

続きまして、4点目の廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定業務委託の内容につきましてお答えいたします。平成26年度には平成25年度に作成する基本計画の素案をもとに、地域住民の皆様と周辺整備の事業メニュー、事業規模、事業手法などの協議、検討を行い、基本計画の原案、実施計画の素案を作成していくこととしております。

続きまして、5点目のさわやかプラザ軽井沢指定管理者選定委員会委員報酬費と財務分析業務委託につきましてお答えいたします。財務分析業務につきましては、平成20年の指定管理者の辞退及び取り消しに伴い設置いたしましたさわやかプラザ軽井沢指定管理者辞退に関する検証委員会におきまして、指定の辞退及び取り消しに至った問題点として、選定時における指定管理者公募者の経営状況について、十分な確認が行われていなかったことなどが挙げられております。その再発防止策として、1つ目に、経営状況が悪化している事業者を事前に排除するために財務分析を指定管理者制度に精通した公認会計士等の有識者へ外部委託を行い、その結果を踏まえ、選定委員会で活用する必要があること、2つ目に、より適正な事業者を選定するため、選定評価表を見直し、財務内容審査項目の配点を上げ、重要度を強化することなどが報告されております。その報告を受けまして、現在の指定管理者の選定時には、辞退等の再発防止のため、財務基盤の重要度を強化し、事前に公認会計士へ財務分析を委託して、その分析結果をもとに、事業者が提案した内容が経営面から無理の生じない内容となっているのか等を確認して選定を行ったものでございます。したがって、今回の指定管理者の選定に当たりましても、公認会計士への財務分析を委託する予定でございます。

○議長（石井昭一君） 再質疑を許します。

福井議員。

○11番（福井みち子君） それでは、1番目の職員の研修についてなのですが、これは積極的にやっていくということですので、再質問はしません。

2つ目の地元対策として、植栽管理の委託を見直す計画はないようなお話でしたけれども、では、この他の事業者からの見積もりの比較検討というのがどの程度されているのか、競争性がない中で、本当にこれが適正な価格なのかどうかというところをしっかりと一度確認させていただきたいと思っております。

それから、次のダイオキシン類対策の事業ですけれども、この白煙防止装置については、今いろんなところで取りやめるという方向で動きがあると思うのです。白煙というのは、水蒸気が冷やされて可視化される、それだけであって、健康被害とかそういったものを与えるわけではないわけですから、地元住民の方々からの理解を得て白煙防止装置を取りやめているところは多いわけです。環境省のほうも、白煙の有無にかかわらず、排ガスの中の有害物質は基準をクリアしているとも言っております。そして、またCO<sub>2</sub>の削減、地球温暖化の対策になるということからも白煙防止装置を稼働しないと

いうふうになっていますし、交付金などについても白煙防止をつけないほうが、3分の1から2分の1というふうに高額になるようになってきているわけですが、そういう中で、今回白煙防止装置を更新するという事は、この必要性というのですか、それと更新しない場合の問題点というのがどのようにとらえられているのか、お伺いをいたします。

それから、指名競争入札にするということですが、一般的には大きな事業になれば一般競争入札のほうが価格的にも安くなるのではないかとおっしゃっているわけですが、この指名競争入札にする理由についてもお聞かせいただきたいと思っております。

それから、次に廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画なのですが、今回基本計画案の原案と実施計画の素案を作成するという事になっておりますけれども、今現在大きな計画があるわけですが、それを全くゼロベースから見直すというふうにご検討いただくかを伺っておきたいと思っております。

それから、最後に指定管理者選定委員会の中に財務分析ができる方が入っていないのでしょうか。わざわざ特別にこの財務分析を140万円もかけて出す理由というのがよくわかりませんが、この指定管理者選定委員会の委員の中にそういうことを入れるべきではないでしょうか。そして、また先に分析をしてこの140万もかけるのならば、選定をした後で財務分析を必要の1社か2社、3社ですね、そちらのほうでしたほうがよろしいのではないかとおっしゃるのですが、その辺の考え方についてお伺いいたします。

○議長（石井昭一君） 答弁を求めます。

○周辺整備室長（川名雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 私からは、見積もり金額が適正な金額であるか、どのように比較検討しているかということでございますが、植栽の維持管理として実績のある事業者からの見積もり金額を、契約金額と比較いたしまして適正な金額であることの検討を行っております。具体的には、他2社の見積もり金額と比較いたしますと、4%から28%低い金額となっております。

以上です。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ダイオキシソ類対策の事業の白煙防止装置改修の必要性についてお答えいたします。

白煙防止装置の更新の必要性につきましては、国の指針におきまして、白煙防止空気加熱器用に利用されていた蒸気を発電に利用することで、発電効率の向上及びCO<sub>2</sub>の削減が図れると言われております。このようなことから、白煙防止装置を周辺住民への景観の配慮のために設置したボイラー発電等を行っているほかの施設では、白煙防止装置に利用していた蒸気を発電に回すため、白煙防止装

置の停止等を行っている例もございます。しかしながら、当組合では、ボイラー発電等を行っておらず、焼却炉より排出される燃焼ガスをガス冷却室とあわせて白煙防止用空気加熱器及び空気予熱器等で温度を下げるという減温塔の役割を担っております。今回の工事につきましては、その減温の核となります熱交換プレート等の機能改善更新を主としておりまして、仮に白煙防止用空気加熱器及び空気予熱器等の更新を行わない場合は、ガス冷却施設のサイズアップ、また新たに減温装置等を設置することが必要となります。現状の工事額より負担が大きくなることが想定されることから、今回既存の設備を更新し、効率的な運用を行おうとするものでございます。

続きまして、契約方法として指名競争入札を考えているとのことであるが、その理由についてお答えいたします。契約方法につきましては、競争入札の導入につきまして、さきの答弁でも申し上げましたとおり、本件工事は、地元住民の方々々と約束をしておりますダイオキシン類濃度0.1ナノグラムを保証することを前提とし、かつ既存設備の更新工事もあわせて行うものでございます。ほかの施設では、延命化工事や大規模改修において、その考え方により、競争入札や随意契約など契約手法は異なりますが、当組合では工事完了後の保守等をしっかり行い、継続的に0.1ナノグラムを遵守するという目的を遂行するために、流動床式焼却炉の工事実績や経歴、また本件工事等類似した工事実績を確認した上で、実績のあるプラントメーカーを指名して公正な競争が行われるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○周辺整備室長（川名雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 続きまして、周辺整備計画、これをゼロベースから見直すのかということですが、当然既存の計画がございますので、その計画の課題等を整理した上で、その計画を見直すということで行っていきたいと考えてございます。

次に、選定委員会の財務分析の委託の関係でございますが、繰り返しとなりますが、検証委員会による報告を受けまして、選定基準や選定評価表の見直しが行われてきた中で、事業者の財務内容審査項目の配点を上げ、より重要度の強化を図り、またリスク管理及び履行保証等についての項目が新たに審査項目に追加され、財務分析を外部委託することになりました経緯がございますので、現段階では、第1次審査等において選定項目から財務分析を除き、選定委員会での審査を通過した事業者のみに財務分析を行うことは、選定基準に追加された項目の審査が行われない事業者が出ることとなりますので、過去の経緯から見直した選定評価を基本にして行っていくことを考えております。

以上です。

○議長（石井昭一君） 福井議員。

○11番（福井みち子君） 周辺整備のほうですけれども、二、三社から見積もりをとって4%から28%低いという金額なのだということで、経費的にも安く上がっているのだということになっているよう

ですけれども、それでは、この周辺整備計画の中で、地元対策についても見直していくことが考えられるのかどうか、伺っておきます。

あと、白煙防止のほうは、この組合での機種でいくと、それは白煙防止のことをとると、全体的な影響が大きくなっていくのだということは理解いたしました。しかし、最後のほうで工事費の負担が大きくなるというふうなことが言われました。それは、計画をつくるときには、コンサルに多分委託しているのだと思うのですけれども、そのコンサルとの間で、これについての試算をきちんとしたのかどうかを確認させていただきます。

それから、指名競争にするということですが、それでは、何社ぐらいを指名競争にするのかをお聞きしておきます。

それから、次、財務分析は、先に財務分析をして、それでその後で全体の評価をするのだという話になっているのですが、そのために140万円かけるというのは、何か理解できないのです。まず、先ほどもお聞きしましたがけれども、財務のわかる会計士さんというのは、この選定委員の中に入っていないのでしょうか。もしいらっしゃれば、この140万円は無駄なお金になるわけですがけれども、その辺の検討はどうなっているのでしょうか。

そして、またいい事業者を選ぶということであれば、サービス面の向上とか、そういうことが先に優先されて選定した上で、2社なり3社なりを選定した上で財務的に大丈夫かというのを諮っても何ら問題がないように思うのですが、このたかだか140万円と言うかもしれませんけれども、非常に大きな額なのです。こうした無駄遣いというのが見直されなくていいのかなという気がするのですけれども、その辺についてお答えをお願いします。

○議長（石井昭一君） 答弁を求めます。

○周辺整備室長（川名雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 地元対策費用につきまして、今後の計画の見直しの中で検討されないのかということですが、地域住民の雇用の場を確保することにつきましては、地元との協定事項の一つでもございますので、今後慎重に対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 1つ目の質問でございますが、ガス冷却施設のサイズアップや、新たに減温装置を設置することとあるが、白煙防止更新とのコスト比較ということのご質問でよろしいでしょうか。今回白煙防止を更新しないと、ガス冷却のサイズアップ、またこれは新規に取りつけることとなります。また、新たに新規の減温装置を取りつけることとなります。ガス冷却装置でございますが、容量にもよるのですけれども、1基2億円から3億円の間、新規の減温装置、発電装置等に

なりますが、1基、これも容量にもよりますが、2億円から3億円、当然ボイラー、タービンがありますので、メンテナンスの費用などもそれなりにかかると思います。

もう一点の指名競争は何社かでございますが、まだ正確に組合の登録業者を当たっておりませんで、しらさぎで確認したところ、5社はあると思うのですが、また流動床式の焼却炉を取り扱っているところ、または工事経験のあるところを探しますと、ある程度限定されると思いますので、多少はお声かけのほうはふやしていきたいと思っております。

以上でございます。

○周辺整備室長（川名雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 私からは、選定委員会の中に会計士が入っていないのか、またその選定委員会の中で財務分析が行えないのかということでございますけれども、過去の見直しの経緯等もございまして、選定委員会の選定基準につきましては、選定委員会に諮って決定してまいりますので、財務分析の方法等につきましても、今後の選定委員会において改めて検討、決定させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石井昭一君） 以上で福井議員の質疑を終わります。

続きまして、平野議員の質疑を認めます。

平野議員。

○3番（平野光一君） 本議案の説明資料を見ますと、各所で電気料金の値上げや原油価格が高騰している、原材料費が高騰しているという箇所が多く出ています。いわゆるアベノミクスによる急激な円安や、あるいは物価高というのが本予算、議案にも反映しているわけですが、質問の1点目です。歳出全体における燃料費、電気料金、薬品類の値上がりによる影響額幾らでしょうか。

2点目、ダイオキシン類対策事業において、3炉のうち2炉に対策をとどめることによる経費の削減額は幾らになるでしょうか。

3点目、そして、今後のしらさぎに関する各種委託料、その他経費にこの2炉体制、どのように影響するのか、3炉体制から2炉体制の移行による経費削減効果はどのように見込んでいるのでしょうか。

4点目、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料に加えて、消費税増税分として665万3,000円が計上されているわけですが、増額しなければならない根拠についてお示しください。

以上、4点です。

○議長（石井昭一君） 答弁を求めます。

○事務局長（阿久津 誠君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 平野議員からのご質疑にお答えいたします。

お尋ねは4点ございました。初めに、1点目の歳出全体における燃料費、電気料金、薬品類等の値上がりによる影響額について、アクアセンターあじさい、クリーンセンターしらさぎ及びリサイクルセンターの合計額でお答えいたします。燃料費では、単価及び使用料の上昇により、税抜き価格で約218万円、消費税分を含めた前年度予算額との比較では約339万円の増額となります。

薬品類では、単価及び使用料が上昇した薬品が影響したことにより、税抜き価格で約180万円、消費税分を含めた前年度予算額との比較では、約388万円の増額となります。電気料金につきましては、基本料金に消費税が転嫁されていることから、税込み価格での比較となりますが、電気使用料が増加したことや、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の上昇等により、約1,532万円の増額となり、消費税分を含めた前年度予算額との比較では、約2,259万円の増額となります。

続きまして、2点目のダイオキシン類対策事業において、3炉のうち2炉に対策をとどめることによる経費の削減額と、3点目の今後のしらさぎに関する各種委託料、その他経費にどのように影響するか、3炉体制から2炉体制への移行による経費削減効果をどのように見込んでいるかについてお答えいたします。

まず、今回のダイオキシン類対策事業において、3炉のうち2炉に対策をとどめることによる経費の削減額でございますが、3炉全ての焼却炉におのおの触媒反応塔を設置し、白煙防止用空気加熱器及び空気予熱器等の更新を行うダイオキシン類対策工事を実施した場合については、概算で約19億5,000万円となります。これに対し、今回の対策工事においては2炉の整備を予定しておりますので、工事費の積算額については約13億円と見込んでおります。したがって、3炉全ての焼却炉にダイオキシン類対策工事を実施した場合と比較し、金額にして約6億5,000万円、率にして約33%の工事費の削減となります。

次に、2炉整備に伴う各種経費への影響についてでございますが、現在も2炉運転及び1炉運転の交互運転にて可燃ごみ等の処理を行っておりますので、焼却灰等の処理費や処理に必要な用役費についてはさほど影響はなく、また今後2炉の運用となった場合については、1炉当たりの稼働時間がふえ、消耗部品等の交換頻度等は増加するものと考えられます。しかしながら、3炉のうち1炉を休炉等にするすることで、1炉分の改修費や点検費等の低減は可能となりますので、現状と比較すると、経費については削減できるものと考えております。

また、2炉への移行による経費削減効果については、1炉を休炉等にするすることで、既存の焼却炉缶体や温水発生器耐火物、ろ過式集じん器等の補修費用等が低減すると考えられますので、おおむねではございますが、この先5年程度の間で、現状に比べ約2億5,000万円、平均いたしますと、年間で約5,000万円程度の削減が見込まれますが、新たに触媒反応塔等の管理費用が発生いたしますので、その額を見込みますと、年間平均で3,000万円から5,000万円程度の削減と考えております。

続きまして、4点目のさわやかプラザ軽井沢の指定管理料に加えて、消費税増税分として665万

3,000円を計上した根拠についてお答えいたします。指定管理者と当組合とで締結しているさわやかプラザ軽井沢の運営と維持管理に関する基本協定書におきまして、管理、責任分担区分を規定しており、そのうち物価の変動等に関する費用ということで、法令、公租公課、物価等社会情勢の変動に関する経費の増加は協議事項になっております。指定管理料は、地方自治法に根拠を有し、その性格は地方公共団体が指定管理者から役務の提供を受けてその対価を支払う関係であり、消費税の課税対象であると解されております。また、総務省からも指定管理者に支出する委託費につきまして、消費税率引き上げの影響額を歳出予算に適切に計上されたい旨の通知がございます。以上の理由により、指定管理者に係る経費といたしまして、消費税増税分の予算計上を行っております。

○議長（石井昭一君） 平野議員。

○3番（平野光一君） 1点目ですけれども、アベノミクスが一般の国民、市民に対しては、今物価高ということで、実際に収入が上がらない中で物価が上がり、負担がふえているということは、今回この当組合の予算上でも、今答弁ありましたように、2,259万円上がっているということは、大変な負担であるということ指摘しておきたいと思えます。

質問の2点目、3点目ですけれども、今回のダイオキシン類対策を3炉を2炉にすることによって、まず6億5,000万円、それから今後の経費削減効果、平均で3,000万円から5,000万円であろうということでしたけれども、2炉体制に移行することによって生じるであろうこうした経費削減分をどのように生かしていくかということも重要な課題だと思うのです。それぞれ構成市、財政が大変だということは言われておりますけれども、単に構成市の負担金を減らすということではいかどうかということなのですけれども、今後その経費削減分をどのように生かしていくのか、どのように考えているのかをお示しいただきたいと思えます。

それから、質問の4点目、指定管理者制度についてですけれども、この指定管理者制度の導入に当たって、どこの自治体でも経費が削減される上に、自治体にはない民間の発想やノウハウ、これが導入されることでサービスが向上して利用者数の増加が見込めるのだ、こういう説明がされてきたわけです。それで、今回の使用料金の問題ですけれども、条例上は使用料金は条例別表の金額の範囲内で、指定管理者が組合の承認を得て決めることになっています。サービスが実際に向上し、先ほど管理者の報告の中でもさわやかプラザ軽井沢の利用者は400万人を超えたということが報告されましたけれども、サービスが向上し、利用者がふえていくのであれば、料金の引き下げという選択肢も出てくるはずです。しかし、今回の予算を見ますと、まず消費税率が上がれば、第1号議案でありましたように、組合が自動的に使用料金を引き上げてくれる。指定管理料についても、その第3号議案、予算案にありますように、その3%部分を自動的に計上してくれる。これでは、この指定管理者制度というのは何なのか。これまで親方日の丸と批判されてきた行政のやり方と同じではないかということも言えると思うのです。今答弁にありました国の通知ですけれども、これは先ほども言いましたように、お願いであり、技術的な助言にすぎませんので、そしてこれも3%分を計上するかどうかというのは、



やはり協議事項のはずですから、この協議、予算には計上されていますけれども、これまでしたのか、それともこれからするのか、その辺お答えいただきたいと思います。

○議長（石井昭一君） 答弁を求めます。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） しらさぎの2炉体制への移行で生じるであろう経費削減分をどう生かしていくか、重要な課題であり、どう考えているかについてお答えを申し上げます。

当組合の経費は、約8割が構成市の負担金で賄っております。2炉体制への移行で生じるであろう経費節減分については、構成市の負担軽減につながります。また、今後ダイオキシン類対策事業を終えた後の施設の延命化事業やごみ減量化、資源化に対する施策に対して、有効に活用できるよう構成市を含め十分協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○周辺整備室長（川名雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 私からは、指定管理者との協議内容についてご説明させていただきます。

消費税率及び地方消費税率の引き上げと、それに伴う対応について、平成25年10月の閣議決定後に指定管理者との月例会議において協議を行ってまいりました。協議の内容につきましては、指定管理者が支出する経費についても消費税率の引き上げの影響でその額が増加してまいりますことから、組合が指定管理者に支出する委託費につきましても、消費税率の引き上げの影響額を予算に適切に計上しなければ指定管理者の財務を圧迫することとなり、施設の運営と維持管理が適正に行われるためにも消費税増税分の予算計上を行ったところでございます。

以上です。

○議長（石井昭一君） 平野議員。

○3番（平野光一君） まず、2炉体制移行することによる経費の削減なのですが、今まで当組合が行っている事業、リサイクルの事業など環境に貢献する分野もありますし、一方でし尿処理やごみ焼却ということで、一般的に迷惑施設と言われるような分野もあるわけなのです。そういうことで言いますと、先ほど答弁では、構成市の負担軽減になるし、それから今後のこととして、延命化事業やごみ減量化、資源化に対する施策に対して有効に活用できるように、構成市を含め十分協議していきたいということを言われました。その協議の中に、これまでの迷惑施設と言われることで周辺対策費も莫大な額になっているわけなのですが、迷惑施設でなくて環境に貢献する施設、例えば再生可能エネルギーをどう組合の事業の中で展開していくのかというふうな、そういう環境に貢献する事業への投資ということも含めて、ぜひ構成市と協議していただければいいなというふうに思いま

す。そういう考え方、どうでしょうかということです。

それから、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者に対して、消費税増税分の3%上乗せ分が計上されていることなのではけれども、法律上はそういうことではけれども、今一般にどういう調査をやっても、中小企業あるいはこの地域の小売業、こういった人たちの調査を行えば、半分以上、過半数が適正にこの消費税増税分を転嫁できないという回答が返ってくるわけなのです。その分は自腹を切りざるを得ない、そういう厳しい状況が今回の消費税増税では生まれるだろうということが想定されています。最初に言いましたように、この指定管理者の導入によって、行政としては経費削減できる、サービスが向上して民間の発想やノウハウを入れることで利用者もふえて、指定管理者の収入もふえるはずだということが説明されていたわけで、自動的にこの3%分を計上するのではなくて、先ほど福井議員の質疑の中にもありましたけれども、指定管理者の経営状況、これもやっぱりしっかり見て、利用料を下げることも含めて、それはサービスの向上ですから、そしてこの3%分を組合が負担するかどうか、計上するかどうかということも十分にそれを吸収することができるということだっただけの場合によってはあるわけで、自動的にこの分を支出することには問題があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石井昭一君） 答弁を求めます。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 先ほども答弁させていただきましたが、再生エネルギーの普及に生かしていくことも1つのテーマとして構成市と協議を進めてほしいというようなことでご質問とさせていただきますよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ダイオキシンの対策事業を終えた後、施設の延命化事業の中で発電設備等も検討することとなってございまして、またごみの減量化、資源化に対する施策に対し、有効に活用できるよう構成市を含めて十分に協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○周辺整備室長（川名雅之君） はい、議長。

○議長（石井昭一君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 指定管理料の関係でございまして、その経営状況の把握及びその料金の適正化等につきまして、歳入である使用料、手数料は今後指定管理者からの申請を受けまして、その内容の妥当性を検討してまいりたいと思います。また、支出の面につきましても事業者からの事業計画等ございまして、その内容が適正に管理されているか、両面から今後も検討させていただきたいと思っております。

○議長（石井昭一君） 以上で平野議員の質疑を終わります。

これから討論を行います。

事前に通告のありました平野議員について討論を認めます。

原案に反対者の発言を許します。

平野議員。

○3番（平野光一君） 柏の平野光一です。ただいま議題となりました議案第3号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。

この新年度予算案は、これまで私自身も主張してきた将来の2炉体制を見据えたダイオキシン類対策事業など、積極的な内容も盛り込まれています。しかし、消費税率の引き上げを自動的に盛り込んだ歳入予算となっていることには反対です。管理者などの給与、議員報酬がこれまでと同様に計上されていますが、これまでも主張してきたように支給すべきではないと考えています。

さわやかプラザ軽井沢の指定管理料の消費税増税分665万3,000円が当組合と指定管理者との協議事項でありながら、真剣な協議が行われないうまま、国の通知に従って計上されています。議案質疑の答弁でも明らかですけれども、真剣で積極的な協議がこれまで行われておりません。さらに継続費の2年目となる周辺整備総合基本計画の見直しに要する経費、計画見直しの必要性は認めますけれども、3年間で1,644万4,000円、前回は指摘したわけですけれども、大風呂敷の計画を見直すのに、またまたこれほどの費用が必要なのかという問題です。できる限り削減が必要だということです。これも計画どおりに支出され、来年度も計画どおりに計上されています。内部努力によって、できる限りの削減が必要だと考えます。

以上の諸点について賛成できないということを表明して、反対討論といたします。

○議長（石井昭一君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石井昭一君） 起立多数であります。

よって、議案第3号 平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（石井昭一君） 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 4時33分 閉会

